

違反広告物簡易除却推進団体

「はり紙バスターズ」

募集のお知らせ

募集期間：令和7年2月20日(木)～5月30日(金)

Q 「はり紙バスターズ」ってなに？

まちの美観を損ねる要因の一つとなっている電柱などへのはり紙は、県の屋外広告物条例に違反しています。この違反はり紙を「ほっておけない！」「自分たちではがそう！」という人たちを、岩手県では「はり紙バスターズ」として認定しています。

いつもはり紙で困っている地区の町内会の皆さん、何かボランティアを始めようと思っている方、気軽にできる『はり紙バスターズ』の認定をうけてみませんか？



Q 「はり紙バスターズ」に認定されると？

県の事務の一部をボランティアで行っていただくこととなりますので、活動中の事故に備えてボランティア保険への加入手続きを取ります（保険料は県が負担します）。また、はり紙はがしに必要な道具（剥離剤、へら、ゴム手袋等、腕章）をお貸しします。

なお、活動日などの制限はありません。



Q 問合せ先は？

最寄りの広域振興局土木部・土木センターか、下記担当まで気軽にお問合せください！

なお、詳細は下記ホームページでも御覧になれます。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/koukoku/1038107.html>

また、盛岡市内については、盛岡市都市整備部景観政策課（019-651-4111）にお問合せください。

問い合わせ：岩手県県土整備部都市計画課
景観まちづくり担当
電話：019-629-5892
FAX：019-629-9137

（※ 宮古市、陸前高田市、紫波町、西和賀町、平泉町、岩泉町、田野畑村及び普代村は、各市町村に権限が移譲されているため、今回の募集の対象外となります。）